

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 20 年 3 月 28 日 (金) 号外第 40 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る 使用料の額を定める規則の一部を改正する規則 (32) (障害福祉課) . . . . . 4
	理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (33) (医療政策課) . . . . . 6
	鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則 (34) (〃) . . . . . 9
	鳥取県薬事法施行細則の一部を改正する規則 (35) (医療指導課) . . . . . 13
	鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (36) (水・大気環境課) . . . . . 18

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

診療報酬の単価が改定されたこと等に伴い、条例により規則で定めることとされている使用料の額を見直す。

2 規則の概要

(1) 規則で定めることとされている入所等についての総合療育センターの利用に係る使用料の額を次のとおり改める。

ア 使用料の引き下げ

項目		単位	使用料の額	
			改正後	現行
予防接種	おたふく風邪	1回	5,420円	5,430円
	風疹		5,210円	5,220円

イ 使用料の引き上げ

項目		単位	使用料の額	
			改正後	現行
虫歯予防フッ素塗布		1回	1,220円	1,210円
クリーニング代	子供用衣類	色物以外のもの1枚	30円	20円

ウ 使用料の新設

項目		単位	使用料の額
歯ブラシ(スポンジ)		1本	30円

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

理学療法士等の養成施設に在学する者で、将来県内において理学療法士等の業務に従事しようとするものに対し貸し付ける資金(以下「修学資金」という。)の借受者が、養成施設を卒業後に大学院への進学をする場合に、修学資金の返還債務の履行を猶予できるよう所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 修学資金の返還債務の履行の猶予の要件に、養成施設を卒業後、大学院の修士課程等に進学し、在学していることを加える。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内高校の卒業生等に限定していた鳥取県医師養成確保奨学金(以下「奨学金」という。)の貸付けを受けることができる者(以下「借受者」という。)の資格要件を緩和することにより、当該奨学金の借受者の確保を図り、もって将来県内で勤務する医師の確保を図る。

2 規則の概要

- (1) 奨学金の借受者の資格について、次のとおり緩和する。
  - ア 県内高校の卒業者等とする要件を外す。
  - イ 鳥取大学の地域枠入学者以外の者についても貸付けの対象とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

#### 鳥取県薬事法施行細則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

- (1) 薬事法の一部が改正され、一般医薬品の販売に際し、リスクの程度に応じて関与する専門家として登録販売者が設けられた。
- (2) (1)により、知事が行う登録販売者として必要な資質を有することを確認するための試験(以下「登録販売者試験」という。)の実施に必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

- (1) 登録販売者試験の受験に係る願書の様式を定める。
- (2) 登録販売者試験の合格証明書等の交付について定める。
- (3) 県の行政組織の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

#### 鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

規則で引用している老人保健法等の法令の規定について、これらの法令の改正等に伴う所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

- (1) 拡声器使用の禁止区域を定める規定のうち老人保健法、老人福祉法又は医療法の規定を引用する部分について、所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第32号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）			
施設名	項目		1回当たりの使用料の額	施設名	項目		1回当たりの使用料の額
鳥取 県立 総合 療育 セン ター  略	1 予 防接 種	略		鳥取 県立 総合 療育 セン ター  略	1 予 防接 種	略	
		(4) おたふく風邪	5,420円			(4) おたふく風邪	5,430円
	2	(7) 風疹	5,210円	(7) 風疹	5,220円		
		虫歯予防フッ素塗布	1,220円	虫歯予防フッ素塗布	1,210円		
略				略			
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
施設名	施設の利用		1単位当たりの使用料の額	施設名	施設の利用		1単位当たりの使用料の額
	項目	単位			項目	単位	
鳥取 県立 総合 療育 セン ター  略	略			鳥取 県立 総合 療育 セン ター  略	略		
	7 歯 ブラシ	略			7 歯 ブラシ	略	
		P B T 毛 (子供用)	90円			P B T 毛 (子供用)	90円
		スポンジ	30円			スポンジ	30円
8 ク リー ニン グ	(1) 子供用 衣類	略		8 ク リー ニン グ	(1) 子供用 衣類	略	
		色物以外の もの1枚	30円			色物以外の もの1枚	20円
	略				略		

略

略

## 附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設の利用に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設の利用に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第33号

理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

理学療法士等修学資金貸付規則（昭和49年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則</u></p>	<p><u>理学療法士等修学資金貸付規則</u></p>
<p>（貸付けの打切り及び休止）</p> <p>第8条 知事は、前条の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号の<u>いずれかに該当するときは、その該当することとなった日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを打ち切らなければならない。</u>この場合において、貸付けを打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として<u>既に貸し付けた修学資金があるときは、直ちにこれを返還させなければならない。</u></p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、修学生に対し、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>（貸付けの打切り及び休止）</p> <p>第8条 知事は、前条の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号の<u>二に該当するときは、その該当することとなった日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを打ち切らなければならない。</u>この場合において、貸付けを打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として<u>すでに貸し付けた修学資金があるときは、直ちにこれを返還させなければならない。</u></p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は第2項の規定により貸付けを休止したときは、修学生に対し、その旨を通知しなければならない。</p>
<p>（貸付金の返還）</p> <p>第10条 修学生は、修学資金の貸付けが終了したとき、又は修学資金の貸付けを打ち切られたときは、それぞれ次に掲げる月から、修学資金の支給を受けた期間に相当する期間（第11条第1項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に均等額による月賦償還の方法により、貸付金を返還しな</p>	<p>（貸付金の返還）</p> <p>第10条 修学生は、修学資金の貸付けが終了したとき、又は修学資金の貸付けを打ち切られたときは、それぞれ次に掲げる月から、修学資金の支給を受けた期間に相当する期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に均等額による月賦償還の方法により、貸付金を返還しな</p>

ればならない。  
 (1)及び(2) 略  
 2 略

(返還の債務の免除)  
 第10条の2 修学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。  
 2及び3 略

(返還債務の履行の猶予)  
 第11条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。  
(1) 養成施設を卒業後、大学院の修士課程又は博士課程に進学し、これらの課程に在学しているとき。  
 (2) 略  
 (3) 略  
 (4) 略  
 2及び3 略

様式第4号(第9条関係)

修学資金借用証書

職 氏 名 様

借用金額  
 金 円 也

私は、修学生として上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついては、鳥取県理学療法士等修学資金貸付規則の規定及び返還明細書に従い、滞りなく貸付金を返還します。

年 月 日

修学生 住所  
 氏名 ㊟

私達は、上記の者が修学生として修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

ない。  
 (1)及び(2) 略  
 2 略

(返還の債務の免除)  
 第10条の2 修学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年10月鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。  
 2及び3 略

(返還債務の履行の猶予)  
 第11条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。  
 (1) 略  
 (2) 略  
 (3) 略  
 2及び3 略

様式第4号(第9条関係)

修学資金借用証書

職 氏 名 様

借用金額  
 金 円 也

私は、修学生として上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついては、理学療法士等修学資金貸付規則の規定及び返還明細書に従い、滞りなく貸付金を返還します。

年 月 日

修学生 住所  
 氏名 ㊟

私達は、上記の者が修学生として修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人	住所		連帯保証人	住所	
	氏名	印		氏名	印
連帯保証人	住所		連帯保証人	住所	
	氏名	印		氏名	印

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第34号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1）鳥取大学 国立大学法人鳥取大学をいう。</u></p> <p><u>（2）地域枠推薦入学 鳥取大学の県内における地域医療に貢献したいという強い意思を持つ者を対象とする推薦入学をいう。</u></p> <p><u>（3）地域枠入学者 鳥取大学の医学を履修する課程に地域枠推薦入学による選抜に合格して入学し、同課程に在学している者をいう。</u></p> <p><u>（4）奨学生 第6条の規定による奨学金の貸付けの決定及び同条の規定によるその旨の通知を受けた者をいう。</u></p> <p><u>（5）平成19年度鳥大特例者 奨学生のうち、鳥取大学の医学を履修する課程に地域枠推薦入学以外の区分による選抜に合格して入学（以下「一般入学」という。）し、かつ、平成19年度における奨学金の貸付申請時に同課程の第3学年から第5学年までの学年に在学していた者をいう。</u></p> <p><u>（6）平成19年度県外在学生 奨学生のうち、鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に入学し、かつ、平成19年度における奨学金の貸付申請時に同課程の第2学年から第5学年までの学年に在学</u></p>	

していた者をいう。

(7) 鳥大一般学生 一般入学し、鳥取大学の医学を履修する課程に在学している者をいう。

(8) 県外学生 鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者をいう。

(奨学金の借受者の資格)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学している者であること。

(2)及び(3) 略

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 地域枠入学者 月額12万円

(2) 地域枠入学者以外の者 月額10万円

2 奨学金の貸付期間は、大学に入学した日の属する月(平成19年度鳥大特例者及び平成19年度県外在学生にあっては、奨学金の貸付申請を行った日の属する年の4月)から大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、貸付金の総額は、72月分(平成19年度鳥大特例者及び平成19年度県外在学生にあっては、72月から奨学金の貸付申請時に在学している学年の数から1を減じた数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分。第7条において同じ。)を限度とする。

(奨学金の借受者の資格)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

(1) 県内の高等学校を卒業した者(これに準ずる者として知事が別に定めるものを含む。)であって、大学の医学を履修する課程に入学(国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)にあっては、県内における地域医療を志す者が入学する地域枠推薦入学に限る。)し、同課程に在学しているものであること。

(2)及び(3) 略

(平成19年度における特例)

第2条の2 平成19年度において奨学金の貸付けを受けることができる者は、前条に規定するもののほか、鳥取大学に同条第1号の地域枠推薦入学以外の入学区分により入学し、かつ、医学を履修する課程に在学している者(奨学金の貸付申請時に第3学年から第5学年までの学年に在学している者に限る。以下「平成19年度特例者」という。)とする。

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の額は、次の各号に掲げる借受者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号の地域枠推薦入学により入学した者(以下「地域枠入学者」という。) 月額12万円

(2) 前号に掲げる者以外のもの 月額10万円

2 奨学金の貸付期間は、大学に入学した日の属する月(平成19年度特例者及び鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に在学している者(奨学金の貸付申請時に第2学年から第5学年までの学年に在学している者に限る。以下この項において「県外在学生」という。)にあっては、奨学金の貸付申請を行った日の属する年の4月)から大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、貸付金の総額は、72月分(平成19年度特例者及び県外在学生にあっては、72月から奨学金の貸付申請時に在学している学

## 3及び4 略

## (貸付けの条件)

第6条の2 知事は、前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を付するものとする。

(1) 鳥大一般学生 鳥取大学において開講される地域医療に係るカリキュラムを受講すること。ただし、災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該カリキュラムを受講できない場合は、この限りでない。

(2) 県外学生 県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。ただし、県が当該研修を実施しなかった場合又は災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該研修を受けない場合は、この限りでない。

## (貸付けの終了)

第7条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は貸付金の総額が通算して72月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学金の貸付けを終了し、奨学生に対してその旨を通知するものとする。

## (貸付けの打ち切り及び休止)

第8条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

(1)～(4) 略

2及び3 略

年の数から1を減じた数に12を乗じて得た数を減じた数の月数分。第7条において同じ。)を限度とする。

## 3及び4 略

## (貸付けの条件)

第6条の2 知事は、前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び通知をするときは、次の各号に掲げる借受者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を付するものとする。

(1) 鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に在学する者(以下「県外学生」という。) 県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。ただし、県が当該研修を実施しなかった場合又は災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該研修を受けない場合は、この限りでない。

(2) 平成19年度特例者 鳥取大学において開講される地域医療に係るカリキュラムを受講すること。ただし、災害、疾病その他知事がやむを得ないと認める理由により当該カリキュラムを受講できない場合は、この限りでない。

## (貸付けの終了)

第7条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は貸付金の総額が通算して72月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学金の貸付けを終了し、申請者に対してその旨を通知するものとする。

## (貸付けの打ち切り及び休止)

第8条 知事は、第6条の規定による通知を受けた者(以下「奨学生」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

(1)～(4) 略

2及び3 略

第8条の2 知事は、前条第1項の規定によるほか、奨学生（地域枠入学者を除く。次項において同じ。）が第6条の2の規定により付された貸付けの条件に違反したときは、当該条件に違反することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切ることができるものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

2 略

（貸付金の返還）

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。

(1) 略

(2) 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）以内に医師免許（医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許をいう。以下同じ。）を取得しなかったとき。

(3)及び(4) 略

第8条の2 知事は、前条第1項の規定によるほか、奨学生（平成19年度特例者及び県外学生に限る。次項において同じ。）が第6条の2の規定により付された貸付けの条件に違反したときは、当該条件に違反することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切ることができるものとする。この場合において、打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

2 略

（貸付金の返還）

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。

(1) 略

(2) 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の末日から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）以内に医師免許（医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許をいう。以下同じ。）を取得しなかったとき。

(3)及び(4) 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第35号**

鳥取県薬事法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県薬事法施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（書類の提出部数及び経由）</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより<u>次の各号に掲げる者に提出する申請書、届書その他の書類の部数は、それぞれ当該各号に定める部数とする。</u></p> <p>（1）厚生労働大臣 <u>正本1部及び副本3部</u></p> <p>（2）知事 <u>次に掲げる提出書類の区分に応じ、それぞれに定める部数</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>イ及びウに掲げる書類以外の書類 正本及び副本各1部</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>他の都道府県に営業施設を有する配置販売業者が提出する書類 正本1部</u></p>	<p>（書類の提出部数及び経由）</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則の定めるところにより提出する申請書、届書その他の書類の部数は、<u>厚生労働大臣に提出するものにあつては正本1部及び副本3部、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療指導課の長。以下同じ。）に提出するものにあつては正本及び副本各1部（他の都道府県に営業施設を有する配置販売業者が提出するものにあつては、正本1部）、保健所長（鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された保健所の長をいう。以下同じ。）に提出するものにあつては正本1部とする。</u></p>

<p><u>ウ 法第36条の4第1項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者又は第11条第1項若しくは第2項の規定による申請を行う者が提出する書類 正本1部</u></p> <p><u>(3) 総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条第1項の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。） 正本1部</u></p> <p>2 前項の申請書、届書その他の書類で同項第1号に掲げる者に提出するもの及び同項第2号に掲げる者に提出するもの（同号アに掲げる書類に限る。）は、所在地を所管する総合事務所長を経由しなければならない。</p> <p>（配置販売業取扱品目変更指定書等の交付）</p> <p>第5条 知事又は総合事務所長は、省令第159条の規定による配置販売業者又は特例販売業者の指定品目の変更又は追加の申請に基づき指定したときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。</p> <p>（登録販売者試験願書の提出）</p> <p>第10条 登録販売者試験を受けようとする者は、別記様式第7号による願書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（合格証明書等の交付申請）</p> <p>第11条 登録販売者試験に合格した者は、合格証明書を破り、汚し、又は失ったときその他必要があるときは、別記様式第8号による申請書を知事に提出して、合格証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 次に掲げるものは、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第7条第1項の規定による登録を受けるため必要があるときは、別記様式第9号による申請書を知事に提出して、法第28条第1項の許可（以下「薬種商販売業の許可」という。）を受けていることを証する書類の交付を受けることができる。</p> <p>(1) 薬種商販売業の許可を受けた店舗に係る当該許可の申請者（個人の場合に限る。）</p> <p>(2) 薬種商販売業の許可を受けた法人の店舗に係る適格者（当該店舗においてその業務を行う役員若しくは政令第50条に定める者（以下この号において「役員等」という。）が政令第51条に定める</p>	<p>2 前項の申請書、届書その他の書類で厚生労働大臣又は知事に提出するもの（他の都道府県に営業施設を有する配置販売業者が提出するものを除く。）は、所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。</p> <p>（配置販売業取扱品目変更指定書等の交付）</p> <p>第5条 知事又は保健所長は、省令第159条の規定による配置販売業者又は特例販売業者の指定品目の変更又は追加の申請に基づき指定したときは、別記様式第4号による指定書を交付するものとする。</p>
--	---

基準に該当し、又は法第28条第2項に規定する試験に合格することにより、当該店舗において役員等が属する法人に薬種商販売業の許可が与えられた場合における当該役員等をいう。以下同じ。）

別記様式第4号（第5条関係）

鳥取県指令第 号

配置販売業 変更 指定書  
特例販売業 指定品目 追加

年 月 日付で申請の配置販売業 指定品目の  
特例販売業

変更 追加 について、薬事法施行規則第159条の規定によ

り下記のとおり変更 追加 指定する。

年 月 日

鳥取県知事 [印]  
(総合事務所長)

年医薬品販売業許可第 号  
様

略

別記様式第7号（第10条関係）

収入証紙  
はり付け  
欄

登録販売者試験願書

鳥取県知事 様

登録販売者試験を受けたいので、下記のとおり申  
請します。

年 月 日

記

本籍地都道府県名			
住所	(〒 )		
ふりがな	性別		
氏名	Ⓜ		
生年月日	年 月 日生		
連絡先			

注

- 1 本籍地都道府県名の欄は、日本国籍を有していない者については、その国籍を記載するこ

別記様式第4号（第5条関係）

鳥取県指令第 号

配置販売業 変更 指定書  
特例販売業 指定品目 追加

年 月 日付で申請の配置販売業 指定品目の  
特例販売業

変更 追加 について、薬事法施行規則第159条の規定によ

り下記のとおり変更 追加 指定する。

年 月 日

鳥取県知事 [印]  
(保健所長)

年医薬品販売業許可第 号  
様

略

と。

- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

- 1 省令第159条の5第2項各号のいずれかに該当することを証する書類
- 2 写真（出願前3月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもので、その裏面に氏名を記入したもの）
- 3 その他知事が必要と認める書類

別記様式第8号（第11条関係）

収入証紙
はり付け
欄

登録販売者試験合格証明書交付申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

申請者 住所

（ふりがな）

氏名 ⑩

年 月 日 生

連絡先

登録販売者試験の合格証明書の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

合格年月日	年 月 日
合格者番号	第 号
合格証明書の交付を受けようとする理由	損傷・亡失・その他 ( )

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第9号（第11条関係）

収入証紙
はり付け
欄

薬種商販売業許可証明書交付申請書

年 月 日

鳥取県知事 様



郵便番号  
申請者 住所  
氏名 ㊟  
連絡先

薬種商販売業の許可を受けていることを証する書類の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

店舗の名称	
店舗の所在地	
許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
適格者の氏名等	( 年 月 日生 )

## 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第36号**

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公害防止条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めるもの</u>とする。</p> <p>（拡声機使用の禁止区域）</p> <p>第15条の2 条例第58条の2第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 医療法（昭和23年法律第205号）<u>第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの</u></p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）<u>第20条の5に規定する特別養護老人ホーム</u></p> <p>（6） 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第8条第25項に規定する介護老人保健施設</u></p> <p>別表第6（第15条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 騒音の測定は、<u>騒音計（計量法第2条第4項に規定する特定計量器であって、同法第16条第1項第2号又は第3号に該当しないものに限る。）を用いて行うものとする。</u>この場合において、<u>周波数補正回路はA特性を、動特性は速</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県公害防止条例（昭和46年<u>10月</u>鳥取県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>（拡声機使用の禁止区域）</p> <p>第15条の2 条例第58条の2第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 医療法（昭和23年法律第205号）<u>第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</u></p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）<u>第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホーム</u></p> <p>（6） 老人保健法（昭和57年法律第80号）<u>第6条第4項に規定する老人保健施設</u></p> <p>別表第6（第15条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 騒音の測定は、<u>日本工業規格C1502に定める指示騒音計、C1503に定める簡易騒音計又は国際電気標準会議のPub179に定める精密騒音計を用いて行なうものとする。</u>この場合において、<u>聴感補正回路は、A特性を用いることとする。</u></p>

い動特性を用いることとする。

3及び4 略

様式第11号（第18条関係）

（縦8センチメートル、横12センチメートル）

（表） 略

（裏）

鳥取県公害防止条例抜すい

（報告及び検査）

第60条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生し、若しくは発生させるおそれがある者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、工場、事業場その他の場所に立ち入り、施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

（2） 第60条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

3及び4 略

様式第11号（第18条関係）

（縦8センチメートル、横12センチメートル）

（表） 略

（裏）

鳥取県公害防止条例抜すい

（報告及び検査）

第60条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生し、若しくは発生させるおそれがある者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、工場、事業場その他の場所に立ち入り、施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

（2） 第60条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

鳥取県公害防止条例施行規則抜すい

（事務の委任）

第20条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、市町村長に委任する。

（1） 条例第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項、第52条又は第53条第3項の規定による届出の受理に関する事務

（2） 条例第51条、第54条第1項又は第58条第1項の規定による勧告に関する事務

（3） 条例第54条第2項又は第58条第2項の規定による命令に関する事務

（4） 前各号に掲げる事務に伴う条例第60条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)第60条第2項の証明書であつて、改正前の鳥取県公害防止条例施行規則様式第11号の規定により作成されているものは、平成20年4月30日までの間、改正後の鳥取県公害防止条例施行規則様式第11号の規定にかかわらず、当該規定により作成されているものとみなす。